改正

平成17年3月24日条例第7号

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例

(設置)

第1条 旭川市廃棄物処分場(以下「処分場」という。)の使用及び管理について調査検討するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(調査検討事項)

- 第2条 協議会は、自主的で公正な立場から、次に掲げる事項について調査検討する。
 - (1) 処分場及び処分場に係る周辺地域の環境保全対策,処分場による住民生活及び自然環境への影響の調査に関すること。
 - (2) 処分場を住民の健康及び財産並びに自然環境に配慮して使用及び管理するために必要なこと。
 - (3) 処分場による,自然・生活環境の汚染,住民の健康被害,災害等の発生防止対策並びに発生時の原因調査及び復旧対策に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか,処分場の使用及び管理に関する事項 (意見具申)
- **第3条** 協議会は、市長の諮問に対する答申のほか、前条に規定する事項について、市長に意見を 具申することができる。
- 2 市長は、前項の意見を尊重し、その実現に努めるものとする。

(協力)

第4条 市長は、協議会が行う調査検討に協力するとともに、協議会が、処分場への立入り及び本 市の廃棄物行政に係る情報の公開を求めたときは、その求めに応じるものとする。

(組織等)

- 第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。
 - (1) 学識経験者 3人
 - (2) 処分場に係る周辺地域の住民 4人
 - (3) 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の 選挙によって選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (自主性の保障)
- 第7条 この協議会の活動は、自主性を保障される。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、定例を定め、必要に応じて臨時に開催することとし、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上が請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 協議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例 (平成17年旭川市条例第7号)第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)に該当 するおそれがあると協議会が認める場合を除くものとする。
- 7 協議会は、公開した会議及び調査検討した事項について説明責任を負う。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員に係る第5条第1項の規定の適用については、同項第 3号中「市長が行う公募に応じた者」とあるのは、「市長が適当と認めた者」とする。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。